

フィールド3 経済活力

フィールド3：経済活力

～持続的発展が可能な、活力ある産業活動の実現～

施策

基本計画

3-1. 工業の振興

創造と活力にあふれるものづくりのまちを推進します

1. 新事業展開の促進
2. 支援体制の強化・拡充
3. 産業を支える人づくり
4. 企業誘致及び立地の促進

3-2. 商業の振興

商業が発展し、商店街が活性化します

1. にぎわいと魅力あふれる商店街の形成
2. 商業の集積と機能の充実
3. 経営・販売促進への支援

3-3. 農業の振興

次世代へ伝え育む農業を推進します

1. 農産物の地産地消の推進
2. 農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進
3. 担い手の育成と営農支援体制の確立
4. 農業生産基盤の整備
5. 農産物のブランド化と高付加価値化の促進

3-4. 林業の振興

林業と環境の調和のとれた森林づくりを進めます

1. 環境保全とふれあいの森林づくり
2. 林業生産基盤の整備
3. 木材の加工流通の整備
4. 林業経営体の育成と就労体制の支援

3-5. 水産業の振興

海を守り将来へつなげる水産業を推進します

1. 漁業生産基盤の整備
2. 漁業協同組合の強化と漁業の担い手の支援
3. 環境にやさしい漁業の推進
4. 水産物の高付加価値化の推進

3-6. 観光・物産の振興

全国に誇れる観光地をつくります

1. 観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実
2. 近代化産業遺産を活用した観光の振興
3. 太鼓祭りを活用した観光の振興
4. 新居浜ブランドの育成・拡大
5. ホスピタリティの向上と人材育成
6. マイントピア別子への誘客促進

3-7. 輸送交通体系の整備

誰もが安心して便利に移動できる交通体系を確立します

1. 公共交通の拡充整備
2. 交通結節点機能の充実強化
3. 物流機能の充実強化

3-8. 雇用環境の整備・充実

安定した雇用創出と働きやすい環境をつくります

1. 雇用対策
2. 働きやすい環境づくり
3. 勤労者福祉の推進

【関連施策】

- 1-1 良好な都市空間の形成
- 1-6 港湾の整備
- 2-1 地球環境の保全
- 2-2 生活環境の保全
- 3-8 雇用環境の整備・充実

望ましい姿 創造と活力にあふれるものづくりのまちを推進します

● 後期取組方針

- ①中小企業の創業・新事業展開・産官学金連携※の推進及び市場開拓による経営基盤の強化を支援するとともに、「新居浜ものづくりブランド」を全国に向け情報発信し、販路拡大、受注拡大に努めます。また、関係機関に対する支援や中小企業振興条例による補助事業を継続して行います。
- ②東予地域の行政機関、産業支援機関、研究機関、教育機関等が連携・協力して、ものづくり産業を支援するため設置している TOYO 産業ネットワークによる情報の共有と活用を図り、さらなる産官学金連携を推進します。
- ③えひめ東予産業創造センターやものづくり人材育成協会等と連携し、企業ニーズに応じた人材育成システムを構築するとともに、ものづくり産業振興センター等の活用により、現場における指導者の養成や若年労働者の技術・技能の向上を図ります。
- ④工業用地への立地推進を行うとともに、臨海部及び内陸部の工業用地の検討を行い、新たな工業用地の確保に努めます。また、企業の新たな立地や設備投資等に対する支援等を継続することにより、積極的な企業誘致活動及び既存企業の新規投資促進施策を行い、地域外のマナーを獲得する産業及び地域基盤産業の育成を図ります。

● 現況と課題

- ・ものづくり企業や長年にわたり培われた技能・技術の集積地としての強みである機械加工やプラントメンテナンス等の技術の維持、向上を図り、ものづくりのまちとしての技能・技術を広くアピールするとともに、自社製品・技術の開発や取引先開拓へ向けた取組への支援が必要です。
- ・行政機関や産業支援機関等で構成する TOYO 産業ネットワーク等を活用し、地域が一体となって市内企業の事業展開を支援する必要があります。
- ・高度技能を有する技術者の高齢化や若者の技能職離れにより、ものづくりの技術や技能の伝承が困難となっているため、ものづくり人材の育成、確保が急がれます。
- ・大手製造企業のグローバル化が進展する中、中小企業も国際的な競争力が求められています。このような状況において、既存企業の経営体質の強化に努めるとともに、企業用地の確保（道路、港湾等の整備含む）や企業立地奨励金等の交付による支援を図り企業立地を促進することが必要です。

● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■新事業展開支援企業数	20 件 （平成 21 年度）	20 件 （平成 26 年度）	20 件
■TOYO 産業ネットワークの開催回数	—	3 回 （平成 26 年度）	3 回
■人材養成事業補助金交付件数	14 件 （平成 21 年度）	31 件 （平成 26 年度）	35 件
■企業立地奨励金交付件数	11 件 （平成 21 年度）	7 件 （平成 26 年度）	15 件

産官学金連携※・・・民間企業と大学などの教育機関・研究機関、国・地方公共団体、金融機関が連携すること。

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■新製品開発事業補助件数	4件 (平成21年度)	3件 (平成26年度)	5件
■共同研究事業補助件数	0件 (平成21年度)	1件 (平成26年度)	2件
■人材養成事業補助対象者数	30人 (平成21年度)	159人 (平成26年度)	170人
■企業立地奨励金に係る新規雇用者数	94人 (平成21年度)	21人 (平成26年度)	100人

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
3-1-1	新事業展開の促進	継続 重点	◎中小企業の創業及び新事業展開への支援 ◎中小企業振興条例に基づく助成 ◎「新居浜ものづくりブランド」の情報発信と販路拡大 ◎技術シーズ*展示会の開催
3-1-2	支援体制の強化・拡充	継続	・ものづくり産業振興ビジョン中間見直し ・えひめ東予産業創造センターへの支援 ・東予ものづくり産業振興連携協議会(仮称)関係 ・中小企業融資制度に基づく低利融資 ◎中小企業の事業継続に対する支援
3-1-3	産業を支える人づくり	継続 重点	◎ものづくり人材育成の推進 ◎中小企業振興条例に基づく助成 ◎ものづくりマイスター認定制度の創設 ◎高度技能伝承に対する支援
3-1-4	企業誘致及び立地の促進	継続	◎企業立地促進条例に基づく助成 ・東予港地区の工業用地造成 ・市工業用地への立地の推進 ◎既存企業との連携強化

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

● 協働のまちづくりのための取組

行政	新居浜のものづくり活動の継続、発展のため、企業立地の推進と意欲ある企業に対する支援に努めます。
市民	新居浜が、ものづくりのまちであることを認識します。
事業者	企業の技術・魅力向上に努め、市内におけるものづくり事業活動を展開します。

● 個別計画

・新居浜市ものづくり産業振興ビジョン.....平成21年度策定<平成27年度見直し>

技術シーズ*・・・企業などが研究開発や新規事業創出を推進していく上で必要となる技術や能力、人材、設備などのこと。

望ましい姿 商業が発展し、商店街が活性化します

● 後期取組方針

- ① 商店街への人の流れをつくり、より多くの人が、各店舗を訪れる機会を生むイベントの開催や地域の魅力の発信等商店街における集客力を高める取組に対し、支援を行うとともに、新居浜商工会議所、新居浜商店街連盟と連携し、銅夢にいほまの有効活用を含めた中心商店街の活性化に向けた協議を行っており、その協議結果に基づいたまちづくりを行っていきます。
- ② 中心市街地に商業施設を誘導するため、中心市街地等の空店舗の状況把握、情報提供や助成制度等支援策を引き続き行います。
- ③ 経営相談や融資制度、中小企業振興条例による助成制度の充実を図るとともに、創業に対する支援を実施するなど、魅力とサービスの向上を目指す前向きでやる気のある店舗に対する支援を検討します。

● 現況と課題

本市の小売業・卸売業の店舗数や商品販売額は減少傾向にあり、昭和通り・登り道の中心商店街、喜光地商店街においては、モータリゼーションの進展や大規模小売店舗の郊外への出店、人口の郊外分散化等の複合的要因により、空き店舗が増加し、衰退傾向が続いています。

- ・ 商店街においては、銅夢にいほまを中心とした単発的なイベントの開催による集客はありますが、一過性のものとなっており、恒常的な集客につながっておらず、商店街の売り上げ増に波及していないため、通年制をもった賑わい創出を図ることが必要です。
- ・ 大規模小売店舗については、一部を除き法的な規制がないことから、市街地・郊外を問わず市内各所に出店されており、中心市街地等への商業機能の集積を図る必要があります。
- ・ 一店舗当たりの商品販売額は減少していませんが、店舗数は減少しており、商業を取り巻く環境が悪化していることから、各店舗が専門性等の向上に努めるとともに、経営基盤強化等の必要な支援を行う必要があります。

● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成32年度）
■ 中心商店街イベント開催件数	8件 （平成21年度）	30件 （平成26年度）	35件
■ 中心市街地出店に対する情報提供件数	0件 （平成21年度）	3件 （平成26年度）	5件
■ 中小企業振興資金等融資件数	192件 （平成21年度）	145件 （平成26年度）	157件

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■中心商店街の年間商品販売額	12,254百万円 (平成18年度)	— (平成26年度)	12,300百万円
■中心市街地への商業施設出店数	0店 (平成21年度)	0店 (平成26年度)	1店
■小売業の年間商品販売額	124,926百万円 (平成18年度)	95,675百万円 (平成24年度)	125,000百万円

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
3-2-1	にぎわいと魅力あふれる商店街の形成	継続 重点	◎商店街の活性化支援 ◎商業振興センターの活用
3-2-2	商業の集積と機能の充実	継続	・中小企業振興条例に基づく助成
3-2-3	経営・販売促進への支援	継続 重点	・中小企業融資制度に基づく低利融資 ・中小企業振興条例に基づく助成 ◎創業・起業に対する支援

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

● 協働のまちづくりのための取組

行政	商業の振興、活性化が図られるよう側面的支援を行います。
市民	市民団体による商店街イベントへの参加や市内での商品購入を心がけます。
事業者	専門性を高める等各商店の魅力の向上に努め、商業の振興、商店街の活性化を図ります。

● 個別計画

- ・新居浜市中心市街地活性化基本計画.....平成10年度策定

- 2-1 地球環境の保全
- 3-1 工業の振興
- 3-2 商業の振興
- 3-6 観光・物産の振興
- 4-1 健康づくりと医療体制の充実
- 5-4 学校教育の充実

望ましい姿 次世代へ伝え育む農業を推進します

● 後期取組方針

- ①新居浜産農産物の消費拡大を図るために、新鮮で安全・安心な地元農産物を展示即売する農産物直売所の運営を支援し、競争力をつけるための先進的技術の導入による産地育成強化や地産地消推進の体制づくりに取り組みます。
- ②農地の有効利用と生産の効率化を図るために、認定農業者*を中心とした担い手への農地の集積に努めるとともに企業の農業参入を支援していきます。また、防災や環境保全にも寄与する農地の保全策として、新居浜市耕作放棄地解消促進事業で導入した機材を活用し耕作放棄地の減少を図るとともに、農業者の生産意欲を高めるために、イノシシの駆除等による農作物の被害防止などに努めます。
- ③本市農業の担い手の確保・育成を図るために、農業者の生産意欲を高め、所得向上を図れる体制づくりとして、農業関係団体等が連携しながら、農業者への営農環境を整え、トータル的な営農支援体制づくりに取り組みます。また、青年就農給付金事業の実施や野菜ハウスの設置補助及び農業に関心のある企業の農業への参入を支援します。
- ④標準的な耐用年数を経過していくものの増加が見込まれる農業水利施設*については、関係団体及び関係者との協議結果を踏まえ、優先順位を付けるなど、計画的な支援及び事業実施を図ることによって、施設の機能維持及び農地の有効活用に努めます。
- ⑤新居浜産農産物の生産量と農業所得の向上を図るために、大島の七福芋（白いも）のような農産物自体のブランド化に加え、新居浜産農産物をいかした特産品や加工品の開発といった他の地域産と差別化された農産物のブランド化と高付加価値化を支援します。

● 現況と課題

本市の農業を取り巻く環境は、小規模兼業農家が大半を占め、農業従事者の減少と高齢化による担い手不足やイノシシ等有害鳥獣による被害が、農業者の生産意欲を減退させる一因にもなっています。耕作放棄地については減少傾向ですが、更なる減少に向けて取り組みの継続が必要です。また、生産基盤である水路・農道等の老朽化が進行しています。一方、消費者の食の安全や健全な食生活に対する関心が高まってきており、新鮮で安全・安心な地元農産物や環境にやさしい農業を求める傾向が強くなってきています。今後、本市農業を持続性のある産業とするためには、次のような取組を行う必要があります。

- ・新居浜産農産物の消費拡大への取組として、農産物直売所の運営を支援し、競争力をつけるための先進的技術の導入による産地育成強化や地産地消の体制づくりが必要です。
- ・国内の食料供給力を強化するために、耕作放棄地対策の強化と有害鳥獣による農作物被害の防止に努めるとともに、環境にやさしい農業の推進が必要です。
- ・担い手の確保・育成には、生産意欲を高めるための施策の推進や農業者の所得向上が図られる体制づくりなどトータル的な営農支援体制の整備が必要です。
- ・各土地改良区*の実情に応じた生産基盤の整備が必要です。
- ・農商工連携を推進し、農業の6次産業化*等も検討しながら、魅力ある新居浜ブランド農産物の創出と高付加価値化の促進が必要です。

● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成32年度）
■地産地消を推進する標語とマスコットキャラクターを活用したPR手段件数	1件（平成21年度）	13件（平成26年度）	15件
■遊休農地活用件数	54件（平成21年度）	255件（平成26年度）	159件
■新規就農相談・営農推進連絡会議等の開催数	14回（平成21年度）	13回（平成26年度）	18回
■水路改修延長（H20～累計）	L=1,165m （平成21年度）	L=5,773m （平成26年度）	L=8,800m
■農商工連携、農業の第六次産業化への取組件数（累計）	7件（平成21年度）	16件（平成26年度）	17件

認定農業者*……意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県が作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）をいう。

農業水利施設*……農業精査員に不可欠な農業用水を貯水・取水・送水・配水・排水する構造物（農業用排水路、ダム、用水ポンプ場等の施設）。

土地改良区*……土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者（原則として使用収益者）により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体。

6次産業化*……第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけでなくとまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■農産物直売所(あかがね市)売上高	19,377万円 (平成21年度)	18,972万円 (平成26年度)	22,990万円
■耕作放棄地(遊休農地)面積	133.4ha (平成21年度)	60.4ha (平成26年度)	59.8ha
■認定農業者数	41人 (平成21年度)	33人 (平成26年度)	52人
■作付面積(米)	427ha (平成21年度)	378ha (平成26年度)	433ha
■農商工連携等で開発された新居浜産農産物を使用した地域特産品数(累計)	9種類 (平成21年度)	31種類 (平成26年度)	34種類

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
3-3-1	農産物の地産地消の推進	継続 重点	・新居浜産農畜産物のPR ・地産地消の推進と食育の連携 ◎産直市開設支援
3-3-2	農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進	継続 重点	・有害鳥獣の駆除 ・自然農園の推進 ・遊休農地の活用
3-3-3	担い手の育成と営農支援体制の確立	継続	・担い手及び若い農業者の確保・育成 ・農業共済組合への支援 ・生産調整推進対策
3-3-4	農業生産基盤の整備	継続	・農業用ため池の整備 ・土地改良区への支援(農業水利施設の維持管理・更新)
3-3-5	農産物のブランド化と高付加価値化の促進	継続	◎新居浜地域資源のブランド化の推進

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

● 協働のまちづくりのための取組

行政	消費拡大に繋がる積極的な新居浜産農産物の宣伝活動に努めます。
市民	積極的な新居浜産農産物の購入・消費に協力します。
事業者	農産物の安定供給及び魅力ある農産物の開発に努めます。

● 個別計画

- ・新居浜市農業振興地域整備計画.....昭和48年度策定<昭和61年度見直し>
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想.....平成6年度策定<平成26年度見直し>
- ・新居浜市鳥獣被害防止計画.....平成21年度策定<平成24年度見直し>

望ましい姿 林業と環境の調和のとれた森林づくりを進めます

● 後期取組方針

- ①地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、引き続き間伐※による森林整備を推進するとともに、間伐材の有効利用を図り、環境保全を推進する木質バイオマス※の利活用等についても啓発していきます。また、市民の森の適切な維持管理及び老朽化対策に取り組み、自然と市民生活との関わりを深めていくための整備や市民が森林とふれあう機会の提供等を行います。
- ②山林の境界の明確化等、適切な管理体制を支援し、低コスト林業を推進するため引き続き林道開設や作業路網の拡大等林業生産基盤整備の推進に取り組み、資源の有効利用を図るため搬出間伐及び県等と連携した放置林対策等を推進します。
- ③林業経営の安定化を図るために、木材流通経路が一体となった加工・流通施設等整備を支援し、林業経営に係るコストダウンを推進することで、販路拡大、木材流通量の増加を目指します。また、間伐材の有効利用及び地域産材の利活用を推進します。
- ④広域的な生産、流通、販売を促進するために、森林組合をはじめとする民間事業体の活動支援を継続します。また、安定的な林業経営を確立するため新たな機械等に対応できる技術者の育成を図ります。

● 現況と課題

本市の林業は、材価の低迷や、林道等の整備の遅れ、山林の境界の不明確、木材運搬に関する価格の高騰により、林業経営は厳しい状況であり、高齢化及び担い手不足による林業従事者の減少も進み、多くの山林が放置林化し、間伐面積や素材生産量についても減少しています。しかしながら、一方では、森林の持つ多面的機能のうち「地球温暖化防止」、「災害の防止」等への市民の期待は大きく、環境面に配慮した森林整備が必要とされています。また、自然をいかした市民の憩いの場として「市民の森」の利用者が漸減しています。

- ・地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を十分に発揮するために、間伐など、健全な森林整備の推進が必要であるとともに環境保全のための木質バイオマスの利用の促進が必要です。また、「市民の森」の各施設が老朽化しているため、適切な維持管理が必要です。
- ・境界の明確化、林道及び作業路網のさらなる開設等を推進し、基盤整備を行う必要があります。
- ・材価の安定化を図るために、間伐材の利用拡大や地域産材の利活用、山林所有者（資源）から製材工場（製品）まで一体となった木材流通の効率化を図る必要があります。
- ・新規林業従事者の確保など森林組合と連携した取組が必要です。

● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■間伐面積	356ha （平成 21 年度）	92ha （平成 26 年度）	200ha
■林道延長（累計）	75,870m （平成 21 年度）	76,406m （平成 26 年度）	78,500m
■加工流通支援対策（累計）	2 事業 （平成 21 年度）	5 事業 （平成 26 年度）	6 事業
■技術者研修参加啓発活動回数	3 回 （平成 21 年度）	5 回 （平成 26 年度）	12 回

間伐※.....木や土壌を健全に保つため木を間引く作業
木質バイオマス※.....林地残材や製材工場などの廃材等を活用したチップなどの木質残物。

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値（年度）	目標値（平成32年度）
■森林吸収目標達成率	94.7% （平成21年度）	24.5% （平成26年度）	53.2%
■素材生産量	4,418m ³ （平成21年度）	3,224m ³ （平成26年度）	15,000m ³
■森林組合直販流通量	1,800m ³ （平成21年度）	132m ³ （平成26年度）	1,800m ³
■新規林業従事者（H21～累計） （森林組合・西条市含む）	3人 （平成21年度）	8人 （平成26年度）	16人

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
3-4-1	環境保全とふれあいの森林づくり	継続 重点	・間伐等健全な森林づくりへの支援 ・市民の森と学習館の整備
3-4-2	林業生産基盤の整備	継続 重点	・森林基幹道「加茂・角野線」の改良 ・林道及び作業道の開設 ◎別子山森林整備
3-4-3	木材の加工流通の整備	継続	◎加工・流通施設等整備への助成
3-4-4	林業経営体の育成と就労体制の支援	継続	・林業従事者育成活動への支援

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

● 協働のまちづくりのための取組

行政	効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりに努め、環境保全のための林業の必要性を啓発します。
市民	地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を正しく理解し、保護活動に参加するなど積極的な行動に努めます。
事業者	間伐材の利用促進を図り、自然環境などに配慮した取組に努めます。

● 個別計画

- ・新居浜市森林整備計画 平成22年度策定（平成26年度更新）
- ・新居浜市森林整備事業計画 平成22年度策定
- ・新居浜市特定間伐等促進計画 平成20年度策定（平成25年度更新）

望ましい姿 海を守り将来へつなげる水産業を推進します

● 後期取組方針

- ① 漁業生産基盤の整備を図るため、水産庁に提出した機能保全計画に基づき、漁港施設の整備や更新、延命化に努めます。また、漁獲量の確保を図るため、漁協施設更新補助により、新居浜の水産物の安定供給を図り、地元の新鮮な魚介類が地域の食卓に届けられるように努めるとともに、漁業者の所得向上を目指します。さらに、県の栽培漁業推進計画※に基づき放流事業を推進し、「つくり育てる漁業」による水産資源の確保を図ります。
- ② 市内漁協の財務基盤の強化を図るため、県等の指導を受けながら、自立的発展に向けての支援を行うとともに、本市水産業の担い手育成・確保のため、漁業経営の近代化と安定化に対する支援等を実施します。
- ③ 環境にやさしい漁業の推進を図るため、水産資源の増殖を図る藻場※の確保等の活動に努めるとともに、漁業者が行う漁場の廃棄物回収等、良好な漁場環境づくりに対する支援を行います。また、市民に対し、漁場の環境保全を図るため、漁協等の関係団体とも連携しながら、食料となる水産資源を育てている海を守るための啓発活動を推進します。
- ④ 「獲る漁業」と「つくり育てる漁業」の共存を図りながら、漁業体験や食育、魚食の推進などにより、水産物の地産地消を推進するとともに、漁業と商工業との連携等による水産加工品の開発や高付加価値化などの6次産業化を推進します。また、漁業者に対し、小規模な加工や直売に対する施策の周知を図るとともに、地元水産物取扱店のPR等を実施し、地元水産物が引き続き安定的に消費されるように努め、本市漁業者の所得の向上を図ります。

● 現況と課題

全国的にも魚価の低迷と消費量の減少により、水産業は苦慮しています。本市においても、魚価の低迷がみられ、良好な魚場の不足や乱獲による資源の減少により漁獲量も減少し、漁獲者の所得は低迷しています。また、漁業者の高齢化や担い手不足等により、漁業協同組合の維持も難しい時代となっており、さらに漁港・水産施設等の老朽化も進行するなど、水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。このような背景のもと、本市水産業の振興を図るためには、次のような取組が必要です。

- ・水産庁に提出した機能保全計画に基づき、漁港施設機能保全事業等により、老朽化が進行している漁港・水産施設等の維持管理、延命化を計画的に実施することや漁場環境の改善による良好な漁場の確保、乱獲防止や稚魚の放流を行うことが必要です。
- ・漁協の財務基盤の強化等自立的な発展に向けた支援を行うとともに、担い手の育成・確保のために、近代化や経営安定化など漁業者の経営環境向上のための支援を行うことが必要です。
- ・漁場の廃棄物回収等を行うことや、食料となる水産資源を育てる海を守るために、漁場の環境保全について啓発を行うことが必要です。
- ・地元水産物をいかした水産物加工品の開発等により、水産物の高付加価値化を図ることで、漁業者の所得向上を図ることが必要です。

● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■修繕等工事実施箇所数	12箇所 (平成21年度)	11箇所 (平成26年度)	12箇所
■漁協基盤の強化に向けた関係者との協議回数	10回 (平成21年度)	12回 (平成26年度)	15回
■漁場廃棄物ゴミ回収処分量	5.1t (平成21年度)	1.5t (平成26年度)	7.0t
■高付加価値化に向けた関係者との協議回数	0件 (平成21年度)	12件 (平成26年度)	20件

県の栽培漁業推進計画※・・・各県の海域ごとに稚魚の生産や放流目標を設定したもの。

藻場※・・・・・・魚の産卵場所などとなる海草が繁殖している海底。光合成により酸素を供給する役割もある。

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ 漁獲高	87,409 万円 （平成 20 年度）	69,446 万円 （平成 26 年度）	90,000 万円
■ 経常利益が黒字の漁協の率	60.0% （平成 20 年度）	25% （平成 26 年度）	100%
■ 漁獲量	1,524 t （平成 20 年度）	1,143 t （平成 26 年度）	1,600 t
■ 地域水産物を使用した加工品の取扱量	43.0 t （平成 20 年度）	35.5 t （平成 26 年度）	40.0 t

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
3-5-1	漁業生産基盤の整備	継続 重点	・ 漁港施設機能保全計画の実施 ・ 漁港施設の管理 ・ 種苗放流への支援
3-5-2	漁業協同組合の強化と漁業の担い手の支援	継続	・ 漁業者への金融対策 ・ 漁協水産施設の修繕への支援 ・ 漁協の自立的発展への支援
3-5-3	環境にやさしい漁業の推進	継続	・ 漁場廃棄物の回収 ・ 漁港関連用地の環境整備
3-5-4	水産物の高付加価値化の推進	継続 重点	・ 水産物直売所開設等への支援 ・ 水産物の加工や流通・販路開拓への支援 ◎ 6次産業化の推進・支援

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

● 協働のまちづくりのための取組

行政	漁業者が、今後も漁業を継続することができるよう漁港・漁場・水産施設等の維持管理を行います。
市民	地域水産物を購入し、消費します。
事業者	地元水産物の安定供給に努めます。

【関連施策】

- 1-3 JR新居浜駅周辺の整備
- 3-3 農業の振興
- 3-5 水産業の振興
- 5-8 近代化産業遺産の保存・活用

望ましい姿 全国に誇れる観光地をつくります

● 後期取組方針

- ① 広域連携による広域観光の推進や、観光客の特性にあった観光ルートや施設の整備の充実を図っていきます。また、多様な情報発信方法により、観光宣伝の充実を図るとともに、全国にいはま倶楽部[※]やふるさと観光大使[※]等ヒューマンネットワークをいかした観光宣伝を推進します。
- ② 別子銅山の近代化産業遺産を新居浜固有の観光資源として活用し、太鼓祭り[※]と並んで新居浜を代表する観光資源として情報発信し、全国に知られる近代化産業遺産観光のまち・新居浜として定着させ、入込観光客数の増加を図ります。
- ③ 新居浜市太鼓祭り推進委員会と連携し、安全に安心して楽しめる太鼓祭りを推進していくとともに、観光資源としての新居浜太鼓祭りとして、観光客の利便性を考慮した受入れ体制の充実を図っていきます。また、総合文化施設（あかがねミュージアム）を中心に、年間を通じて、新居浜太鼓祭りの魅力を発信していきます。
- ④ 伝統的な郷土料理の掘り起こしや新たな価値を付加した物品・食品の創出等、地域の特産品づくりを支援するとともに、物産を通じた観光振興を図っていきます。
- ⑤ 観光案内板の整備充実、観光（ボランティア）ガイドの整備など、外国人を含めた観光客が安全に安心して観光できる環境や受入れ体制等の充実を図ります。
- ⑥ マイントピア別子の充実を図るため、温浴施設のリニューアル、子ども遊戯施設等の整備を行い、三世代が交流できるような魅力ある観光施設へ展開していきます。

● 現況と課題

- ・ 着地型旅行商品[※]として造成した「別子銅山ハイランドプラン」を核とした観光ルートについて情報発信を行い、観光客を増やす必要があります。
- ・ 産業遺産が注目されていますが、統一された宣伝や活用がなされていないため、関係機関等が連携し、新居浜固有の観光資源としての情報発信や活用を図っていく必要があります。
- ・ 太鼓祭りへの誘客を図るため、観光客の受入れ体制及び情報発信の充実を図る必要があります。
- ・ 観光地として目玉になるような特産品が少なく、地元の農林水産物を活用した特産品や郷土料理の開発及び認知度を向上させていく必要があります。
- ・ 観光地としての意識が希薄であるため、利用者の利便性を考慮した施設設備の充実及び観光ガイドの人材育成が必要です。
- ・ オープン後 20 年以上経過し老朽化した端出場温泉保養センターを平成 27 年 6 月 30 日をもって廃止しましたが、収支のバランスのとれた新施設の整備・運営を行っていく必要があります。

● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■ 観光サイトの更新回数	24 回 （平成 21 年度）	40 回 （平成 26 年度）	60 回
■ 産業遺産関連観光冊子の発行数	10,000 部 （平成 21 年度）	15,000 部 （平成 26 年度）	18,000 部
■ 太鼓祭りポスター掲載箇所数（市外）	360 箇所 （平成 21 年度）	631 箇所 （平成 26 年度）	820 箇所
■ 物産展開催数	23 回 （平成 21 年度）	32 回 （平成 26 年度）	36 回
■ 観光案内板整備数	2 箇所 （平成 21 年度）	1 箇所 （平成 26 年度）	2 箇所
■ マイントピア別子に係る情報提供数	—	53 回 （平成 26 年度）	90 回

全国にいはま倶楽部[※]……全国各地で活躍されている新居浜市出身者や本市にゆかりある方々とのネットワークを目的に設置された「新居浜市の応援団」。

ふるさと観光大使[※]……新居浜市にゆかりのある著名人が、それぞれの活動を通じて新居浜市の観光、物産、自然、歴史文化などの魅力を内外に発信し、新居浜市のイメージアップにご協力いただくことを目的として設置したもの。

着地型旅行商品[※]……旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源をもとに企画する旅行商品。

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■観光サイトのアクセスユーザー数	40,273人 (平成21年度)	39,092人 (平成26年度)	50,000人
■関連施設入込客数 (鉱山観光・東平資料館)	75,253人 (平成21年度)	105,677人 (平成26年度)	121,000人
■新居浜太鼓祭り観客数	90,200人 (平成21年度)	181,700人 (平成26年度)	200,000人
■物産展売上額	1,036万円 (平成21年度)	1,545万円 (平成26年度)	2,000万円
■入込観光客数(1月～12月)	193万人 (平成21年)	220.6万人 (平成26年)	250万人
■マイントピア別子(端出場)入込客数	348,542人 (平成21年)	431,010人 (平成26年)	550,000人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
3-6-1	観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実	継続 重点	◎別子・翠波はな街道をはじめ観光ルートの充実 ◎着地型旅行商品の企画・作成・発信 ◎ゆらぎの森等観光施設の整備 ◎観光宣伝の推進 ◎観光施設等でのイベントの開催
3-6-2	近代化産業遺産を活用した観光の振興	継続 重点	◎観光振興計画等の策定 ・旧別子観光センターの跡地整備 ◎銅婚の里等のPR
3-6-3	太鼓祭りを活用した観光の振興	継続	◎太鼓祭りの環境整備への支援 ◎総合文化施設(あかがねミュージアム)内の太鼓台ミュージアムへの誘客
3-6-4	新居浜ブランドの育成・拡大	継続	◎ブランド力向上及び魅力の発信 ◎食を活かした観光の振興
3-6-5	ホスピタリティの向上と人材育成	継続	◎観光案内板の整備 ◎ガイド活動への支援
3-6-6	マイントピア別子への誘客促進	新規 重点	◎マイントピア別子宣伝の推進 ◎マイントピア別子へのイベント誘致

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

● 協働のまちづくりのための取組

行政	魅力ある観光地づくりと宣伝活動、地域特産品の普及に努めます。
市民	新居浜について積極的に学び、誇りを持つとともに、来訪者をもてなす意識を醸成します。
事業者	特産品の開発及び市場の拡大に努めます。

● 個別計画

- ・別子銅山産業遺産活用モデル基本計画策定調査報告書…平成13年度策定
- ・別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画…平成23年度策定

運輸交通体系の整備

【関連施策】

- 1-2 道路の整備
- 1-3 JR 新居浜駅周辺の整備
- 1-6 港湾の整備
- 2-1 地球環境の保全
- 2-2 生活環境の保全

望ましい姿 誰もが安心して便利に移動できる交通体系を確立します

● 後期取組方針

- ①環境面でも評価されている公共交通の利用を促進することにより、過度な自動車依存の軽減を図ります。また、既存バス路線の維持確保、別子山地域バス、デマンドタクシー※の運行維持及び大島渡海船の運航維持、新幹線等鉄道高速化実現に向けての働きかけ等を行い、誰もが便利に使える公共交通を構築します。
- ②JR 新居浜駅の駅前広場、南北自由通路、駐車場、駐輪場等の整備を行いました。今後も駅周辺における交通結節点機能の強化に努めます。
- ③広域連携、地域交流、物流交通など多様な交流、連携を支える質の高い交通の実現のため、幹線道路の整備や、海上物流の拠点となる港湾の整備促進を図ります。

● 現況と課題

本市では高齢化が進行し、今後、自動車を運転できない高齢者の増加が予測され、高齢者の事故の増加も懸念されています。また、自宅が駅やバス停から離れている地域が総人口の約半数を占めており、既存のバス路線の利便性の向上や、交通結節点である新居浜駅周辺等の整備が望まれています。また、幹線道路においては、交通混雑が発生しており、物流がスムーズに行えるような道路等の整備促進を求める声が多く寄せられています。

- ・誰もが安心して便利に使える公共交通体系を構築し、環境にやさしい交通へ転換する必要があります。
- ・JR 新居浜駅周辺については、多くの人々が集い、交流する交通結節点機能の強化が必要です。
- ・多様な交流、連携を支える質の高い交通基盤を整備していく必要があります。

● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■公共交通（バス・デマンドタクシー）路線・エリアの維持・確保数	12 路線・エリア （平成 21 年度）	13 路線・エリア （平成 26 年度）	13 路線・エリア 路線・エリア
■公共駐車場台数（駅利用）	50 台 （平成 21 年度）	124 台 （平成 26 年度）	144 台
■公共駐輪場台数（駅利用）	仮設 400 台 （平成 21 年度）	881 台 （平成 26 年度）	970 台
■都市計画道路の整備延長（累計）	47.4 km （平成 21 年度）	53.5 km （平成 26 年度）	61 km

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■公共交通（バス・デマンドタクシー）の利用者数	39 万人 （平成 21 年度）	38 万人 （平成 26 年度）	44 万人
■駅周辺のにぎわいに対する市民満足度	5.0% （平成 20 年度）	12.1% （平成 26 年度）	25.0%
■移動時間の短縮【一般国道 11 号（大生院）～臨海部（中須賀）のピーク時所要時間】	22 分 （平成 21 年度）	19 分 （平成 26 年度）	19 分

デマンドタクシー※…一般のタクシーと異なり、決められた時間の中で、予約のあった便のみ運行する乗合タクシー。

取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
3-7-1	公共交通の拡充整備	継続 重点	- 生活バス路線の運行への支援 - 別子山地域バスの運行、大島渡海船の運航 - デマンドタクシーの運行
3-7-2	交通結節点機能の充実強化	継続	- 南北自由通路、駐車場、駐輪場、公衆トイレ等駅周辺施設の整備(整備完了)(再掲) - JR新居浜駅周辺の交通施設の利用促進
3-7-3	物流機能の充実強化	継続	- 国道11号バイパスの整備推進(再掲) - 都市計画道路上部東西線等の整備推進(再掲) - 新居浜港湾計画の見直し(再掲) - 貨物需要に対応した公共ふ頭の整備(再掲)

協働のまちづくりのための取組

行政	- 都市交通の根幹となる都市交通施設整備を促進します。 - 各関係主体の連携、協力体制の構築に向けたリーダーシップの発揮及び交通事業者等へのサポートを行います。
市民	- 自動車だけに依存しない適切な交通手段を選択し、公共交通機関を積極的に利用します。 - 快適な通行空間の確保に向けて協力します。
事業者	(交通事業者)利用者ニーズに基づいた快適で適切な運行サービスの提供、交通事業者間や行政、市民、企業との連携、協力を行います。(その他事業者)積極的な都市交通問題への取組、環境負荷の少ない通勤手段、輸送手段への転換に努めます。

個別計画

- ・新居浜市都市交通マスタープラン.....平成20年度策定
- ・新居浜市都市交通戦略.....平成20年度策定 <平成25年度見直し>

望ましい姿 安定した雇用創出と働きやすい環境をつくります

● 後期取組方針

- ①企業誘致、産業の振興を通じて、市内事業所における雇用促進と労働力確保、若年者の職場定着等に努めます。また、ハローワークや商工会議所等関係機関との連携により若年者等に対する雇用対策に取り組みます。
- ②長期化する高齢期を健康で有意義に過ごすことができ、その能力や経験をいかした就業や社会参加の場を提供するため、シルバー人材センターの運営を支援します。また、女性や高齢者の雇用に積極的に取り組む事業所の紹介や、雇用に関する国や市の補助制度等のPRなど、働きやすい環境づくりのための支援を行います。
- ③本市産業を支える勤労者のための融資制度等について、働く人のニーズや経済情勢等に合致したものとなるよう検討します。

● 現況と課題

- ・本市産業を支える労働力確保が困難な状況にあり、経済情勢も不安定であることから、市内事業所の雇用を促進し、特に若年者の職場定着を図る必要があります。
- ・少子高齢化の急速な進展や団塊世代の大量退職等による労働力人口の減少に備え、女性や高齢者等の労働能力の活用を図るため、あらゆる人が安心して働ける雇用環境整備に取り組む必要があります。
- ・経済情勢や雇用情勢が変化する中、働く人のニーズに応じた支援が必要です。

● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■会社説明会参加企業数	63社 (平成21年度)	61社 (平成26年度)	90社
■シルバー人材センター会員数	1,367人 (平成21年度)	918人 (平成26年度)	1,100人
■勤労者融資設定融資枠	88,000万円 (平成21年度)	73,000万円 (平成26年度)	101,000万円

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■会社説明会による就職決定者数	4人 (平成21年度)	3人 (平成26年度)	10人
■シルバー人材センター就業実人員	995人 (平成21年度)	791人 (平成26年度)	1,000人
■融資枠に対する利用率	74.7% (平成21年度)	100% (平成26年度)	100%

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
3-8-1	雇用対策	継続 重点	・ 中小企業振興条例に基づく助成 ◎ 市内企業の情報発信・合同説明会等の開催 ・ 若者サポートステーションへの支援 ◎ 若者奨学金返済支援等の実施 ◎ 実効性のある雇用確保
3-8-2	働きやすい環境づくり	継続 重点	・ シルバー人材センターへの支援 ◎ 女性が活躍できる環境づくりへの支援
3-8-3	勤労者福祉の推進	継続	・ 勤労者への低利融資

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

● 協働のまちづくりのための取組

行政	市内事業所における雇用創出とあらゆる人が安心して働ける環境整備に対する支援を行います。
市民	事業所と共に、働きやすい環境づくりを行います。
事業者	安定した雇用の継続と従業員が働きやすい環境づくりを行います。

